

社会福祉法人 二王子会(新発田市)

- 代表者 理事長 笹川 康夫
- 事業内容 社会福祉事業
- 労働者数 184人（男性57人、女性127人）



認定企業における次世代育成支援の取組の概要は次のとおりです。

1. 計画期間内に、育児休業（以下育休）明けの復職率を100%とすることを目標とし、管理会議等で育休の制度改正及び取扱い等について説明を行い、また、休業予定者に対し、仕事と育児の両立支援に関する資料を活用し周知を図った結果、男女ともに育休取得者の復職率が100%となり、目標を達成しました。
2. 計画期間内に、男性職員の育休取得を促進し、育休取得率を10%以上とすることを目標とし、制度内容等についての周知や、育休取得希望者を対象とした講習会の実施、また、管理職を対象とした育休取得に関する制度や支援方法について研修を行った結果、男性の育休取得率が57%となり、目標を達成しました。
3. 計画期間内に、職員1人当たりの月平均残業時間を削減することを目標とし、生産性向上委員会（職員の負担を図るため設置）において、職員に対し、適切な人員配置や処遇の改善に係るアンケート調査等を行った結果、令和4年度には2.75時間であった職員1人当たりの月平均残業時間が、令和5年度は2.30時間、令和6年度には2.17時間と減少傾向となり、目標を達成しました。
4. 計画期間内において出産した女性労働者に占める育児休業等をした女性労働者の割合が160%となり、目標を達成しました。
5. 令和4年10月に規程を改定し、所定外労働の制限、短時間勤務制度を小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に認め、法を上回る規程を整備しています。
6. 所定外労働削減のための措置として、月2回以上のノー残業デーを実施しています。

<事業主からのコメント>



社会福祉法人二王子会は、高齢者がいつまでも自分らしく笑顔で暮らせる社会の実現を目指し取り組んでいます。

そのためにも、子育て世代はもちろん、施設を支えるすべての職員が、健康で、生活にゆとりと、仕事にやりがいのある暮らしとなるよう応援しています。

今回の認定を機に、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりに、より一層努めてまいります。

くるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間における、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。または計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

＜労働者が300人以下の企業の特例＞

上記5. を満たさない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ③ 計画期間とその開始前一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
6. 計画期間における、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。

＜労働者が300人以下の企業の特例＞

上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。

7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
8. 計画期間の終了日の属する事業年度において、フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であり、かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
9. 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10. 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。